

## 板橋区特別用途地区（特別工業地区）の見直しについて

### 1 見直しの目的

工業系の用途地域に上乗せして工場の業種・規模等を制限している特別工業地区<sup>※</sup>は、平成16年から改正がされておらず、制限内容が当時のままとされており、現在の環境基準に適合した工場であっても誘致が出来ない等、産業集積の維持・発展に支障をきたしている。

この状況を改善するため、工業系の用途地域内の特別工業地区について、適正な工業の育成と住環境の調和に配慮しつつ、指定区域や建築制限等の見直しを行い、操業環境の維持・充実を図ると共に、産業集積の更なる活性化・発展を目的とする。

※特別工業地区とは、用途地域の制限に加えて、地区の特性や課題に応じて条例で工場や作業所等の用途に係る規制を強化又は緩和を行うために定めるもの。

### 2 見直し検討期間

平成31年4月から令和3年3月まで（2年間）

### 3 見直しの方向性

#### (1) 都市計画に関する内容

① 地区の特性を分析し、ものづくり産業を維持・発展させる地区、住環境を保全する地区、住工が共存する地区等に分類した「工業専用・工業・準工業地域の土地利用の在り方方針」を策定し、特別工業地区の地区指定の見直しを検討する。

#### (2) 条例に関する内容

- ① 既存の産業を保全しつつ、新たな工場の業種、業態、規模を考慮した特別工業地区建築条例改正を検討する。
- ② 近年の技術の向上により、工場の遮音性能や機械設備の性能（振動、臭気対策等）に基づく新たな規制や基準を検討する。

### 4 検討体制

特別工業地区及び特別工業地区建築条例の検討は、以下の体制で実施する。

#### (1) ワーキンググループ（係長級）

メンバーについては係長級とし、地区の特性による制限の分類、新たな業態の整理、工場に求める建築物・設備の性能等を議論する。

